

議案第2号

専決処分の報告及び承認について

松戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定については、平成23年4月1日を施行日として国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が同年3月25日に、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が同年3月30日に公布されたことから、特に緊急を要すると認め、国民健康保険料の賦課限度額の引上げを行うことにより中間所得者の負担軽減を図るとともに、出産育児一時金の額を恒久化することにより、被保険者の経済的負担の軽減を図るため、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分した。

よって、同条第3項の規定により報告するとともに承認を求める。

平成23年6月8日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

## 専 決 処 分 書

松戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成23年3月30日

松戸市長 本郷谷 健 次

## 理 由

出産育児一時金の額を恒久化することにより、被保険者の経済的負担の軽減を図るとともに、国民健康保険法施行令の改正に準じて国民健康保険料の賦課限度額を引き上げることにより、中間所得者層の負担軽減を図るため。

## 松戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例

松戸市国民健康保険条例（昭和58年松戸市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「350,000円」を「390,000円」に改める。

第15条の5中「500,000円」を「510,000円」に改める。

第15条の5の9中「130,000円」を「140,000円」に改める。

第15条の10中「100,000円」を「120,000円」に改める。

第19条第1項中「500,000円」を「510,000円」に改め、同条第2項中「500,000円」を「510,000円」に、「130,000円」を「140,000円」に改め、同条第3項中「500,000円」を「510,000円」に、「100,000円」を「120,000円」に改める。

附則中第14項を削り、第15項を第14項とし、第16項から第19項までを1項ずつ繰り上げる。

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この条例は、平成23年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

#### （経過措置）

- 2 この条例による改正後の松戸市国民健康保険条例（以下「改正後の条例」という。）第6条第1項の規定は、施行日以後に出産した被保険者に係る出産育児一時金について適用し、施行日前に出産した被保険者に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。
- 3 改正後の条例第15条の5、第15条の5の9、第15条の10及び第19条の規定は、平成23年度以後の年度分の保険料について適用し、平成22年度分までの保険料については、なお従前の例による。

## 松戸市国民健康保険条例の一部を改正する条例新旧対照条文

(下線部分は改正部分)

改正前	改正後
<p>(出産育児一時金)</p> <p>第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として、<u>350,000円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに30,000円を上限として加算するものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(出産育児一時金)</p> <p>第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として、<u>390,000円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに30,000円を上限として加算するものとする。</p> <p>2 (略)</p>
<p>(基礎賦課限度額)</p> <p>第15条の5 第13条又は第15条の2の基礎賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第13条の基礎賦課額と第15条の2の基礎賦課額との合算額をいう。第18条及び第19条において同じ。)は、<u>500,000円</u>を超えることができない。</p>	<p>(基礎賦課限度額)</p> <p>第15条の5 第13条又は第15条の2の基礎賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第13条の基礎賦課額と第15条の2の基礎賦課額との合算額をいう。第18条及び第19条において同じ。)は、<u>510,000円</u>を超えることができない。</p>
<p>(後期高齢者支援金等賦課限度額)</p> <p>第15条の5の9 第15条の5の3又は第15条の5の6の後期高齢者支援金等賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第15条の5の3の後期高齢者支援金等賦課額と第15条の5の6の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第18条及び第19条において同じ。)は、<u>130,000円</u>を超えることができない。</p>	<p>(後期高齢者支援金等賦課限度額)</p> <p>第15条の5の9 第15条の5の3又は第15条の5の6の後期高齢者支援金等賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第15条の5の3の後期高齢者支援金等賦課額と第15条の5の6の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第18条及び第19条において同じ。)は、<u>140,000円</u>を超えることができない。</p>
<p>(介護納付金賦課限度額)</p> <p>第15条の10 第15条の7に規定する介護納付金賦課額は、<u>100,000円</u>を超えることができな</p>	<p>(介護納付金賦課限度額)</p> <p>第15条の10 第15条の7に規定する介護納付金賦課額は、<u>120,000円</u>を超えることができな</p>

い。

(保険料の減額)

第19条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第13条又は第15条の2の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が 500,000 円 を超える場合には、500,000 円) とする。

(1)~(3) (略)

2 前項(第1号イ、第2号イ及び第3号イに係る部分を除く。)の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条又は第15条の2」とあるのは「第15条の5の3又は第15条の5の6」と、「500,000 円」とあるのは「130,000 円」と、「乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額」とあるのは「乗じて得た額」と、「13,650 円」とあるのは「4,200 円」と、「9,750 円」とあるのは「3,000 円」と、「3,900 円」とあるのは「1,200 円」と読み替えるものとする。

3 第1項(第1号イ、第2号イ及び第3号イに係る部分を除く。)の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第13条又は第15条の2」とあるのは「第15条の7」と、「500,000 円」とあるのは「100,000 円」と、「乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額」とあるのは「乗じて得た額」と、「13,650 円」とあるのは「9,030 円」と、「9,750 円」とあるのは「6,450 円」と、「3,900 円」とあるのは「2,580 円」と読み替えるものとする。

附 則

い。

(保険料の減額)

第19条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第13条又は第15条の2の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が 510,000 円 を超える場合には、510,000 円) とする。

(1)~(3) (略)

2 前項(第1号イ、第2号イ及び第3号イに係る部分を除く。)の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条又は第15条の2」とあるのは「第15条の5の3又は第15条の5の6」と、「510,000 円」とあるのは「140,000 円」と、「乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額」とあるのは「乗じて得た額」と、「13,650 円」とあるのは「4,200 円」と、「9,750 円」とあるのは「3,000 円」と、「3,900 円」とあるのは「1,200 円」と読み替えるものとする。

3 第1項(第1号イ、第2号イ及び第3号イに係る部分を除く。)の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第13条又は第15条の2」とあるのは「第15条の7」と、「510,000 円」とあるのは「120,000 円」と、「乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額」とあるのは「乗じて得た額」と、「13,650 円」とあるのは「9,030 円」と、「9,750 円」とあるのは「6,450 円」と、「3,900 円」とあるのは「2,580 円」と読み替えるものとする。

附 則

1～13 (略)

(平成21年10月から平成23年3月までの間  
の出産に係る出産育児一時金の支給額の特例)

14 被保険者又は被保険者であつた者が平成  
21年10月1日から平成23年3月31日ま  
での間に出産したときに支給する出産育児一時  
金についての第6条の規定の適用については、同  
条第1項中「350,000円」とあるのは「390,000  
円」とする。

15～19 (略)

1～13 (略)

(削除)

14～18 (略)